

京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程及び国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程 (平成19年達示第76号)</p> <p>(前略) (定義)</p> <p>第2条 この規程において「教職員等」とは、役員及び本学が定める就業規則に基づき雇用されている教職員をいう。</p> <p>2 この規程において「利益相反」とは、次の各号に掲げることをいう。</p> <p>(1) 教職員等が産学官連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。</p> <p>(2) 教職員等が兼業活動を行うことに伴い、企業等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。</p> <p>3 この規程において「利益相反行為」とは、利益相反に該当する状況を当該教職員等自らが生じさせる行為をいう。</p> <p>4 この規程において「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節までに定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>(総括者)</p> <p>第3条 本学における利益相反行為の防止等に関しては、総長が総括する。</p> <p>2 研究担当の理事は、教職員等の産学官連携活動における利益相反行為の防止等に関し、前項の職務を補佐する。</p> <p>3 人事担当の理事は、兼業活動における利益相反行為の防止等に関し、第1項の職務を補佐する。</p> <p>(中略) (自己申告書の提出)</p> <p>第11条 産学官連携活動又は兼業活動を行う教職員等は、利益相反に該当する状況を生じさせることを防止するため、自己申告書を部局の長（役員にあっては、総長。以下同じ。）に提出しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>2</p> <p>(1) 教職員等が産学官連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該教職員等の本学における適正な職務の遂行が阻害されること。</p> <p>(2)</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>(総括者)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>2 研究担当の理事は、教職員等の産学官連携活動における利益相反行為の防止等に関し、前項の職務を補佐する。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(自己申告書の提出)</p> <p>第11条 産学官連携活動又は兼業活動を行う教職員等は、利益相反に該当する状況を生じさせることを防止するため、自己申告書を部局の長（役員にあっては、総長。以下同じ。）に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の自己申告書の提出基準、提出時期及び書式等は、委員会が定める。</p> <p>3 教職員等は、利益相反に該当する状況を生じさせることが懸念される場合は、相談室に相談し、又は随時部局の長に自己申告書を提出して次条第1項又は第13条第1項の審査を求めることができる。 (部局における審査等)</p> <p>第12条 部局の長は、前条第1項又は第3項の規定により自己申告書の提出を受けたときは、当該部局の定めるところにより、利益相反に該当する状況が生じる可能性の有無、程度等について審査を行う。この場合において、部局の長又は当該審査に関わる者は、第10条に定める相談室に必要な相談をすることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、部局の長は、必要と認めるときは、<u>産学官連携活動</u>又は兼業活動を行う教職員等に対し、当該活動に係る利益相反の防止等について、指導・助言等を行い、又は必要に応じ教職員等から説明等を求めるものとする。</p> <p>3 部局の長は、前条第1項の規定により提出された自己申告書に、第1項の審査の結果を添えて、委員会に提出する。 (中略) (事務)</p> <p>第17条 利益相反行為の防止等に関する事務は、総務部職員課及び研究推進部<u>産学官連携課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程 (平成19年達示第62号)</p> <p>(前略) (組織体制)</p> <p>第6条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に競争的資金等の不正防止計画推進室(以下「不正防止計画推進室」という。)を設置する。</p> <p>2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 統括管理責任者(不正防止計画推進室長)</p> <p>(2) 副統括管理責任者(不正防止計画推進室の副室長)</p> <p>(3) 総務を担当する理事</p> <p>(4) 法務を担当する理事</p> <p>(5) 研究推進部長</p> <p>(6) 財務部長</p> <p>(7) 総務部長</p> <p>(8) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員</p>	<p>2</p> <p>3</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>(部局における審査等)</p> <p>第12条 (同左)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、部局の長は、必要と認めるときは、<u>産官学連携活動</u>又は兼業活動を行う教職員等に対し、当該活動に係る利益相反の防止等について、指導・助言等を行い、又は必要に応じ教職員等から説明等を求めるものとする。</p> <p>3 (同左)</p> <p>(事務)</p> <p>第17条 利益相反行為の防止等に関する事務は、総務部職員課及び研究推進部<u>産官学連携課</u>において処理する。</p> <p>(組織体制)</p> <p>第6条</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(9) その他、最高管理責任者が必要に応じて指名する専門的知識を有する学外者</p> <p>3 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。</p> <p>(2) 前号に基づき不正防止計画を作成・推進し、関係部局と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。</p> <p>(3) 本学教職員の行動に関する規範の浸透を図るための方策を推進すること。</p> <p>(4) その他必要な事項に関すること。</p> <p>4 不正防止計画推進室の事務は、<u>財務部財務企画課</u>ほか関係部課の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(9) } (同 左)</p> <p>3 } (1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>4 不正防止計画推進室の事務は、<u>財務部監理課</u>ほか関係部課の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。</p> <p>附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>